

最高裁秘書第152号

令和4年1月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

民事事件の上告棄却決定に対する予納郵券の受領書の提出に利用することができる最高裁判所第一小法廷、第二小法廷及び第三小法廷のファックス番号を事件当事者に告知しない理由が書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年6月23日付け（同月25日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第41号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）